

特記仕様書（土木工事関係）

I. 適用範囲に関する事項

本工事の施工にあたって受注者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。

また、設計図書のうち仕様書については、「本特記仕様書」及び「新潟市土木工事共通仕様書（最新版）」を適用する。

なお、当初設計金額250万円以上500万円未満の請負工事における提出書類等については、「500万円未満の少額土木工事の提出書類の簡素化を試行します。」（技術管理課工事検査室のホームページに掲載）を適用する。

【参考1】工事請負契約約款 第1条 の抜粋

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2～13 （省略）

【参考2】新潟市土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則

1-1-1-2 用語の定義 の抜粋

1-1-1-2 用語の定義 の抜粋

1. ～3. （省略）

4. 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

5. 設計図書とは、設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

6. 設計書とは、工事数量総括表をいう。

7. ～47. （省略）

Ⅱ. 公共工事の環境配慮に関する事項

- 1 業務を行う者に「環境方針」を周知し、業務の各段階において環境負荷の低減に努めること。
新潟市の「環境方針」が掲載されているホームページアドレスは次のとおり。
<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/hozen/kankyomodetoshi/ems/index.html>
- 2 業務に関係する環境関連法令を遵守すること。
- 3 業務の履行において、環境に関する苦情が寄せられた場合は、その内容及び対応を記録し、本市担当者に報告すること。
- 4 工事箇所の現場状況を充分配慮し、自然環境の保全に努めること。
- 5 業務に使用する車両の省エネルギー運転、アイドリング・ストップ等に努めること。
- 6 施工に関して、建設廃棄物の発生抑制に努めること。
- 7 業務で発生する一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用に努め、廃棄すべき物は適正な処理を行うこと。
- 8 建設副産物については、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省 平成14年5月30日通達)を遵守し、発生の抑制並びに再利用、減量化及び適正な処理を行うこと。
- 9 業務で使用する資材、機材、物品の調達は、「新潟市グリーン調達推進方針」の品目・基準を参考とすること。

Ⅲ. 建設副産物の再資源化等の監視に関する事項

新潟市が発注した建設工事にあたっては、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資するため、環境に配慮した公共工事の推進に留意し、併せて下記書類を提出すること。ただし、監督員が下記書類について、提出の必要がないと指示した場合は、この限りでない。

1 資源の有効な利用の促進に関する法律（ラージリサイクル法）に基づく「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」

建設資材の搬入量または建設副産物の搬出量にかかわらず、上記計画書（実施書）を提出することとし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第18条に基づく「発注者への報告等」を兼ねるものとする。

【データの作成方法について】

- 1) 一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運営する建設副産物情報交換システム（通称「COBRIS」という。）を利用し作成すること。ホームページアドレスは次のとおり。<http://www.recycle.iacic.or.jp/>

2 グリーン資材等調達実態調査表

本工事において、「新潟市グリーン調達推進方針（平成14年6月4日策定）」（※1）により、「新潟市の公共工事におけるグリーン資材等調達実態調査表」（※2）に掲げる資材等を使用した場合には、調査表及び集計報告書を作成し提出すること。

【データの作成方法について】

「新潟市の公共工事におけるグリーン資材等調達実態調査表」（エクセルデータシート）に使用資材ごとの数量を記入して提出すること。

（エクセルシートは、下記の

<http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/siyousho/shiyou.html> ⇒ 「様式」に掲載）

※1 新潟市グリーン調達推進方針（最新版）

新潟市ホームページ「グリーン調達推進方針」をご覧ください。

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/keikaku/kankyo/green/index.html>

※2 新潟市の公共工事におけるグリーン資材等調達実態調査表

上記の新潟市ホームページ「グリーン調達推進方針」に掲載する『「特定調達品目及びその判断基準、調達目標」及び「調達実績」』に関して、年度ごとに基準や目標を定め、年度ごとの調達実績を公表しています。

3 完了時の報告

上記1及び2の提出物は、工事完成後速やかに書面を監督員に提出すること。なお、COBRISを利用し作成した内容については、監督員の確認を得ること。

IV. CORINSへの登録に関する事項

「新潟市土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-6 CORINSへの登録」
を参照してください。

V. 排出ガス対策型建設機械の使用に関する事項

「新潟市土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-37 環境対策」
を参照してください。

また、排出ガス対策型建設機械（第2次基準及び第3次基準）を標準としている施工においては、これを積極的に使用し普及促進に努めること。

排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、監督員の確認に換えて、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い提出することができるものとする。なお、その際は指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。

VI. 再生クラッシャーランの使用に関する事項

建設工事に伴い発生する建設廃材を破砕して製造する再生クラッシャーランの性状について、次のとおり規定する。なお、構造物の基礎材等として使用する場合についてもこの定めによるものとする。

1 材料

1-1 再生クラッシャーランとは、セメントコンクリート廃材から製造した再生骨材および路盤再生骨材（路盤発生材を必要に応じて破砕，分級して製造した骨材）を単独または相互に組み合わせ，必要に応じてこれに補足材を加えて，所要の品質が得られるように調整した材料をいう。

1-2 再生クラッシャーランは，ゴミ，泥，有機物，プラスチック，金属，ガラス，陶磁器，レンガ，瓦等を有害量含んではならない。

1-3 再生クラッシャーラン（RC-40）の最大粒径については，最大40mmと定める。

2 品質

再生クラッシャーランの品質規格ならびに品質管理については，新材のクラッシャーランに準じるものとする。

2-1（品質）

路盤材に使用する再生クラッシャーランの修正CBR，塑性指数は次表のとおりとする。

適用／項目	材 料	修正CBR	P I (塑性指数)
簡易舗装	再生クラッシャーラン	10% 以上	9 以下
アスファルト舗装	再生クラッシャーラン	30% 以上	6 以下

（注1） 再生クラッシャーランに用いるセメントコンクリート再生骨材は，すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験 {粒度は道路用砕石S-13（13～5mm）のもの} とする。

（注2） 再生クラッシャーランの材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみ P I の規定を適用する。

2-2（粒度範囲）

再生クラッシャーランの粒度は [J I S A 5001] 道路用砕石の規定に準じ，粒度範囲は次表による。

	ふるい目 (mm)	粒度の範囲 (mm)	
		RC-40	40～0
ふるい通過百分率 (%)	53.00	100	
	37.50	95～100	
	31.50	—	
	26.50	—	
	19.00	50～80	
	13.20	—	
	4.75	15～40	
	2.36	5～25	

3 等値換算係数

舗装の構造設計に用いる再生クラッシャーランの等値換算係数（下層路盤）は0.25とする。

Ⅶ. 建設業退職金共済制度への加入と普及促進に関する事項

新潟市が発注した建設工事にあたっては、建設労働者の福祉の向上を図るとともに、建設業の健全な発展に資するため、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について適切な対応を図られるよう下記について留意してください。

1 組合加入、共済証紙の購入等

受注者は、建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）に加入するよう努めるとともに、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の対象となる現場労働者について共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に貼り付けてください。また、その発注者用掛金収納書を工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出してください。

共済証紙の購入額は、工事の内容に応じて、建退共の対象となる現場労働者の就労予定を勘案の上、所要の共済証紙を購入し、工事完了までに不足を生じた場合は適宜追加購入してください。

2 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（シール）の掲示

建退共の共済契約者は、組合支部からシールの交付を受け、現場事務所及び工事現場の出入口等の見易い場所に掲示を行い、建退共の対象となる現場労働者への周知に努めてください。

3 下請業者の加入促進

受注者は、当該工事について下請契約を締結するときは、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、共済証紙の現物交付又は掛金相当額を請負代金に算入する等により、下請業者の組合加入及び共済証紙の貼り付けを促進するよう配慮してください。

また、受注者は「施工体制台帳」等の活用により当該工事の施工に関与するその他の下請業者の把握に努めるとともに、共済制度未加入業者に対しては加入勧奨するなど、制度の普及に配慮してください。

4 その他の退職金支給制度

受注者（下請契約を締結したときは、当該下請業者を含む。）が、従業員について退職金支給制度（中小企業退職金共済事業団の加入を含む。）を有し、かつ、当該工事について建退共の対象となる現場労働者を使用しないで施工するときは、その旨を書面により提出してください。なお、その旨が書面により確認できる場合は、上記1、2、3は除外するものとします。

Ⅷ. 下請契約に関する事項

1 受注者は、工事の一部を他の建設業者に請け負わせる場合は、書面による下請契約の締結を行ってください。また、当該契約先として市内企業を優先的に採用するよう努めてください。

なお、市内企業とは新潟市内に本社・本店を置く建設事業者をいいます。

2 受注者は、本工事の請負金額が1千万円以上（税込）となり、施工において下請契約（一次下請）を締結した場合で、市内企業を下請けに採用しなかったときは、竣工時にその理由を「市内企業不採用理由書」に記入し、監督員に提出してください。

提出は、市指定のエクセル表としますので、市契約課工事契約係のホームページからダウンロードして、監督員（メールアドレスは監督員からお知らせします。）あてに電子メールの添付ファイル（メール及びファイル名に「市内企業不採用理由書」の表題を記載してください）として送付してください。

Ⅸ. 市内及び県内調達に関する事項

1 受注者は、本工事に使用する資材について、地元資材の優先使用に努めるものとする。

なお、地元資材とは以下に該当するものをいう。※（）内の数字が少ない程優先順位は高い。

- （1）市内に所在する工場で製造されたもの。
- （2）市内に本社・本店のある企業が製造したもの。
- （3）県内に所在する工場で製造されたもの。
- （4）県内に本社・本店のある企業が製造したもの。

2 受注者は、地元資材以外の調達に当たっては、以下のとおり優先使用に努めるものとする。

※（）内の数字が少ない程優先順位は高い。

- （1）市内に本社・本店のある代理店が取扱うもの。
- （2）県内に本社・本店のある代理店が取扱うもの。

X. 設計図書の照査、設計変更及び工事一時中止に関する事項

設計図書の照査、設計変更及び工事一時中止については、工事請負契約約款第19条～第25条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-1-3、1-1-1-16～1-1-1-18によるところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計図書の照査ガイドライン」、「土木工事設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止に係るガイドライン」によることとする。

XI. 法定外の労災保険の付保に関する事項

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。また、その保険証券等を発注者に提示すること。